

商工会 だより

第61号
 山口県中央商工会事務局
 本所・阿知須支所
 0836-65-2129
 秋穂支所
 083-984-2738
 阿東支所
 083-956-0032

《住まい安心安全・省エネ 改修資金助成事業》

※4月1日より受付開始!

昨年度も多くの申請をいただきました。標記事業が今年度も行われます。

☆事業内容☆

市内施工業者を利用して
 行う、現に居住する家屋の
 防災、防犯の対策や環境負
 荷の軽減に資する工事の一
 部について助成されます。

注・自己の居住に供して
 いる家屋が対象であり、住
 宅用の車庫及び物置は除き
 ます。また、マンション等
 の集合住宅にあつては専有
 部分が対象となります。

☆対象工事☆

工事金額が税抜き10万円
 以上で、助成の交付決定が
 あつた日以降に工事に着手
 し、平成27年1月31日まで
 に完了する工事で、次に掲
 げる全ての要件に該当する
 ものが対象となります。

注・助成申請前の工事着
 手は対象となりませんので
 ご注意ください。

☆対象工事の内容☆

○防災・減災工事
 自然災害や火災を防
 止又は軽減できる工事。

○防犯工事
 家屋侵入等の犯罪
 を未然防止できる工事。

○省エネ工事
 災害時の避難を容
 易にできる工事。

○省エネ工事
 環境負荷を軽減で
 きる工事。

○省エネ工事
 環境負荷を軽減で
 きる工事。

○省エネ工事
 環境負荷を軽減で
 きる工事。

○省エネ工事
 環境負荷を軽減で
 きる工事。

☆対象施工業者、助成金額、
 対象者の条件は、昨年度と
 変更ございません。

昨年度との変更点

二重線が引いてある箇所
 が変更点となります。その
 他の対象工事内容について
 は、変更ございません。

①床下の浸水対策（基礎
 の嵩上げ）②床下の浸水対
 策（基礎の嵩上げ、防水板
 設置等）

②防犯カメラ・ライト・
 センサー等の設置③防犯カ
 メラ・ライト・センサー等の

設置（住宅に設置する工事
 が対象）

③床の滑り防止（屋外工
 事は対象外）④床の滑り防
 止（浴室、トイレ、屋外工
 事は対象外）

④追加条件⑤玄関までの
 通路等の外構部分は対象と
 なりません。

☆募集期間☆

平成26年4月1日（火）～
 平成26年9月30日（火）

よくある質問

対象となる住宅人について

Q1、住宅の所有者が単身
 赴任で市外に住んでいるが、
 申請することはできるか？

A1、住宅に住居し、山口
 市に住民登録のある方が申
 請者になることで、申請す
 ることができます。

住宅の所有は関係なく、
 居住している方であれば、
 申請することができます。

申請・提出書類等について

Q2、申請時に必要な住民
 票は、どのようなものがい
 るのか？

A2、世帯全員のもので、
 本籍・続柄の記載がある住
 民票が必要です。

Q3、住民票、滞納の無い
 ことの証明は、以前にとつ
 たものでもよいか？

A3、1か月以内に交付さ
 れた証明書のみ有効です。

Q4、施工業者の所在を証
 する書類の登記簿謄本・住
 民票は、以前にとつたもの
 でよいか？

A4、平成26年4月以降に
 交付された証明書の原本ま
 たはコピー（写し）を提出し
 てください。

Q5、施工業者の所在を証
 する書類として必要な住民
 票は、どのようなものがい
 るのか？

A5、本人のみのもので、
 本籍・続柄の記載のない住
 民用が必要です。

その他

工事了り届は、必ず、申
 請書を出したところに提
 出してください。

また、申請できるのは、
 1つの住宅につき1回だけ
 です。複数の助成対象工事
 をする時は、まとめて申請
 してください。

☆問合せ先及び申請先☆

山口県中央商工会各支所、
 山口商工会議所徳地商工会

マル経融資

ご利用枠拡大!

経営改善貸付（以下、「マル
 経融資」とする）は、商工
 会の「経営指導」と商工会長
 から「融資の推薦」を受けた

方が利用できる制度です。

平成26年度より、このマル
 経融資のご利用枠が左記
 の通り拡充されることとな
 りました。

☆融資額

1500万円以内
 拡充
 2000万円以内

「事業計画書」の作成

1500万円を超え
 る申込みをされる場合、
 事業者が作成した「事業
 計画書」の添付が必要にな
 ります。

作成については、商工会
 にご相談ください。

「マル経融資制度の概要」

☆融資対象

☑常時使用する従業員が、
 商業・サービス業は5人以
 下、製造業・建設業・その
 他の業種は20人以下の小規
 模事業者。（役員・家族従
 業員・パートを除く）

☑商工業者であり、かつ日
 本政策金融公庫の非融資対
 象業種ではない。

☆返済期間

・運転資金・・・7年以内
 ・（うち据置1年以内）
 ・設備資金・・・10年以内
 ・（うち据置2年以内）

☆融資利率

1・45%
 （4月9日現在）

3つの特長

- ①担保不要!
- ②保証人不要
- ③低金利!

【申し込みの要件】

- ①商工会の経営指導を受
 けていること（原則6か
 月以上）
- ②所得税、法人税、事業
 税の義務納税額を全て完
 納していること
- ③最近1年以上、同一商
 工会の地区内で事業を営
 んでいること

ご不明な点、詳細につきま
 しては、商工会各支所に、
 お問い合わせください。

労働保険委託事業主の 皆さまへ

労働保険の
 年度更新が始まります。
 本年も労働保険年度更新
 の時期となりました。

当商工会に労働保険事務
 を委託いただいております

事業所の皆さまは、後日、
 商工会から配布させていた
 だきます「賃金等の報告書」
 に、前年度1年間の賃金総
 額と今年度の見込額をご記
 入いただき、締切日までに
 商工会にご提出くださいま
 すよう、よろしく願いま
 します。

「やまぐちものづくり&ビジネスフェア2014」 展示会出展者募集

昨年度は別に開催されました「ものづくりフェスタ」と「やまぐち総合ビジネスメッセ」が、本年度は統合されて総合イベントとして11月に開催されます。

県内企業等の優れた製品・技術等の利用促進及び販路拡大を図るために開催される当展示会に自社製品等をPRされる企業等を募集します。

◎開催概要

◆開催日時

平成26年11月3日(月)

【主に県民対象の県民PR日】
平成26年11月4日(火)

【主にバイヤー等、事業者対象の展示・商談日】

◆開催場所

維新百年記念公園

◆展示規模

1700小間

(応募多数の場合は、出展できない場合がありますので、予めご了承ください)

さい)

詳細は、同封してありますチラシをご覧ください。

ご不明な点につきましては、商工会各支所にお問い合わせください。

労働保険講座 Part.2

就業規則について

就業規則とは、労働時間や賃金といった労働条件や、職場で守るべき規律などを定めたものです。

就業規則で定めた事項は、法的効力を有しますので、定めた以上は、従業員も会社も、その規律に従わなければならない。

◎作成義務のある事業所

労働基準法により、常時10人以上(注：パートやアルバイトも含みます。)の労働者を雇用する事業場では、必ず就業規則を作成するよう定められています。

ただし、就業規則の作成義務があるのは、工場や支店といった「事業場」単位です。したがって、会社の従業員総数が10人以上であっても、各事業場単位で10人未満であれば作成義務は生じません。

◎就業規則が適用になる労働者の範囲

就業規則は、事業場で働く全労働者に適用されます。

もし、正社員とパートで労働条件を区別する場合は、正社員用とパート用に分け

て作成するか、就業規則の中でパートに適用されない条項を明示するようにしなければなりません。退職金や慶弔休暇等、正社員のみ適用したい項目があれば、必ず明記しましょう。

◎手続き

就業規則を作成する場合は、従業員の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。(注：必要なのは「意見を聴く」ことであり、従業員代表者等の同意を得る必要はありません。)

従業員の代表者は投票等で公正に選出されなければならず、会社が指名することとはできません。また、管理職は従業員の代表者になることができません。ただし、過半数代表者を選出する際には、管理職も含めた全従業員で選出することになっていきます。

従業員を常時10人以上使用している場合は、就業規則を労働基準監督署に届け出る義務があります。10人未満であれば届出義務はありません。

◎周知義務

就業規則は、従業員がその内容を理解していることで初めて意味をなすため、必ず周知しなければなりません。

せん。周知方法としては、次のいずれかの方法によるなければなりません。

1. 常時各事業場の見やすい場所に掲示するか備え付ける。
2. 書面で交付する。
3. CD等の電子媒体やサーバー等に保管し、労働者が常時閲覧できるようにする。

就業規則で定めたことは、法的効力を有しますので、経営者としてきちんと内容を理解し、適正に運用するようにしましょう。

県からのお知らせ

労働問題でお困りの方は



「労働ほっとライン」の利用を!

県では、労働問題に精通した専門の相談員が相談に応じる労働ほっとラインを開設しています。

賃金、労働時間、残業、雇用、セクハラ、パワハラなど、各種の労働相談を電話により承ります。

※労働基準法違反が疑われる事業所に対する指導・監督等のご相談は、最寄りの労働基準監督署にお願いします。

☑開設場所

山口県労働政策課

☑電話番号

083-9333-2323

☑相談員

社会保険労務士

☑相談料

無料

☑相談日

月～金曜日9～18時

(祝日、年末年始を除く)

その他、県では、「あつせん」も行っています。

詳しくはWebで...

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a3400/index/>

市からのお知らせ

新規販路開拓を検討されている事業者の皆様へ

「山口市マーケティング支援補助金」補助対象事業者募集!

山口市では、中小企業者の自社商品の販路拡大に資する事業活動を対象とした補助金制度「山口市マーケティング支援補助金」の補助対象事業者を募集します。

詳細については、市ホームページをご覧ください。

◇補助対象事業の例

- ・ 山口県外(海外を含む)で開催される展示会・見本市等に出席するもの
- ・ 一定期間臨時的に店舗を開設するもの
- ・ インターネットを活用して販路を開拓するものなど。

◇補助金額

・ 補助率...

対象経費の3分の2

・ 限度額・100万円

◇募集期間

5月1日(木)から

6月2日(月)まで

申請受理後に審査会を行い、対象事業を認定します。

◇事業実施期間

認定後～2015年3月31日までに終了すること。

◇申請・問い合わせ

募集要項・申請書等は、

市ホームページ (<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>) に掲載しています。

山口市役所

経済産業部商工振興課

*電話 (083)9342812

*FAX (083)9342650

*e-mail shoko@city.yamaguchi.lg.jp

新任職員紹介

原田 将史 (はらだ まさし)

(記帳専任職員) 山口県央商工会 阿知須支所

本廣 浩子 (もとひろ ひろこ)

(一般職員) 山口県央商工会 秋穂支所